

第1条 我孫子市税条例の一部改正の内容

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	第18条の4	<p>納税証明書の交付手数料</p> <p>民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、不動産登記簿に記載される事項が新たに追加されること等に伴う措置。</p> <p>民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記に記録されている者がDV被害者等である場合、法務局（登記所）で発行する登記事項証明書等に本来の住所ではなく「住所に代わる事項」を記載しなければならなくなったことに伴い、市町村で発行するDV被害者等の納税証明書の住所についても、「住所に代わる事項」を記載することになったため改正するもの。</p> <p>※法務局（登記所）にDV被害者等の申出をした場合、市町村にその旨が通知されることになりました。「住所に代わる事項」は現在検討中であり、今後総務省令で定められる予定です。</p>	令和6年4月1日
2	第33条	<p>所得割の課税標準</p> <p>特定配当等に係る所得や特定株式等譲渡に係る所得があった場合（上場株式等の配当等が生じた場合）の個人住民税の課税方式を、所得税の課税方式と一致させることになったことに伴う改正。</p> <p>特定配当所得や特定株式等譲渡所得が生じた場合については、配当等を管理する特定口座から個人住民税が特別徴収されることから原則申告不要であり、総所得金額からは除外されるが、総合課税または申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、総所得金額からこれらの金額を除外して算定するとの規定を適用しないようにするもの。</p> <p>【特定配当所得とは】 上場株式等の配当のこと。</p> <p>【特定株式等譲渡所得とは】 源泉徴収選択特定口座における上場株式等の譲渡益のこと。</p> <p>※上場株式等の配当等が生じた場合の課税方式については、所得税、個人住民税それぞれに申</p>	令和6年1月1日

		<p>告不要方式（源泉徴収される）、申告総合課税方式、申告分離課税方式の3つがあるが、それぞれ選択制となっており、従来から所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能となっているが、配当等の金融所得課税については、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことを踏まえ、今後は所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされた。</p>	
3	第34条の9	<p>配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除</p> <p>特定配当等の額に基づき配当割額が課された場合や、特定株式等譲渡所得金額に基づき株式等譲渡所得割額が課された場合で、総合課税や申告分離課税を選択し、特定口座から特別徴収された個人住民税額分の税額控除の適用を受ける場合について、今までは市に提出する「特定配当等申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」により行っていたが、今後は確定申告書の記載によって行うとするもの。</p> <p>※上場株式等の配当等が生じた場合の個人住民税の課税方式を、所得税の課税方式と一致させることになったことに伴う改正。</p>	令和6年1月1日
4	第36条の2	<p>市民税の申告</p> <p>① 公的年金等受給者の住民税申告義務に係る配偶者特別控除額の定義について、規定を整備するもの。</p> <p>② 地方税法施行規則の改正に伴う項ずれの反映。</p> <p>※個人住民税における合計所得金額判定に係る規定の整備を行い、地方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするための改正。</p>	令和6年1月1日
5	第36条の3の2	<p>個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書</p> <p>給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加するもの。</p> <p>この「配偶者」については、合計所得金額が1千万円以下の納税義務者と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が133万円以下であるものに限定し、退職手当等を有することにより、所得税法上は配偶者控除または配偶者特別控除の対象とならない者であっても、地方税法上は控除対象になる者について、扶養親族等申告書に記載するよう規定したもの。</p> <p>※個人住民税における合計所得金額判定に係る規定の整備を行い、地方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするための改正。</p>	令和5年1月1日

6	第36条の3の3	<p>個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書</p> <p>① 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する義務者について、特定配偶者または扶養親族を有する者であることを規定に追加するもの。</p> <p>② 公的年金受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加するもの。</p> <p>この「特定配偶者」は、「合計所得金額が900万円以下の納税義務者と生計を一にする配偶者で、退職手当等に係る所得を有し合計所得金額が95万円以下である者」、扶養親族は「控除対象扶養親族で退職手当等に係る所得を有する者」とすることにより、所得税法上は控除対象とならない者であっても、地方税法上は控除対象になる者について、扶養親族等申告書に記載するよう規定したものの。</p> <p>※個人住民税における合計所得金額判定に係る規定の整備を行い、地方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするための改正。</p>	令和5年1月1日
7	第53条の7	<p>特別徴収税額の納入の義務等</p> <p>地方税法施行規則の改正に伴う項ずれの反映。</p>	令和6年1月1日
8	第73条の2	<p>固定資産課税台帳の閲覧の手数料</p> <p>民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に記載される事項が新たに追加されること等に伴う措置。</p> <p>民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記に記録されている者がDV被害者等である場合、法務局（登記所）で発行する登記事項証明書等に本来の住所ではなく「住所に代わる事項」を記載しなければならなくなったことに伴い、市町村で閲覧できるDV被害者等の固定資産課税台帳上の住所についても本来の住所ではなく、「住所に代わる事項」を記載することになったため改正するもの。</p> <p>※法務局（登記所）にDV被害者等の申出をした場合、市町村にその旨が通知されることになりました。「住所に代わる事項」は現在検討中であり、今後総務省令で定められる予定です。</p>	令和6年4月1日
9	第73条の3	<p>固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料</p> <p>民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に記載される事項が新たに追加されること等に伴う措置。</p> <p>民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記に記録されている者がDV被害者等である場合、法務局（登記所）で発行する登記事項証明書等に本来の住所ではなく「住所に代わる事項」を記載しなければならなくなったことに伴い、市町村で発行する固定資産課税台帳</p>	令和6年4月1日

		に記載されている事項の証明書（評価証明書や公課証明書）に記載されるDV被害者等の住所についても、本来の住所ではなく「住所に代わる事項」を記載することになったため改正するもの。 ※法務局（登記所）にDV被害者等の申出をした場合、市町村にその旨が通知されることになりました。「住所に代わる事項」は現在検討中であり、今後総務省令で定められる予定です。	
10	附則第4条の3の2	住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長・見直し 令和4年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者（住宅を取得して令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅ローン控除額を所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得額の5%（最高97,500円）の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する改正。 ローン控除できる期間は最大13年間であり、令和7年に入居し、令和8年度分の個人住民税において控除が適用されはじめた場合、令和20年度までが控除期間になります。 【現行】令和3年までに住宅を取得して居住の用に供した場合は、課税総所得額の7%（最高136,500円）の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。 ※この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されます。	令和5年1月1日
11	附則第13条の3	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例 特定上場株式等の配当に係る所得があった場合の個人住民税の申告分離課税について、所得税において申告分離課税の適用がされた場合に限り適用し、それ以外の場合は総合課税が適用されることとするもの。 ※上場株式等の配当等が生じた場合の個人住民税の課税方式を、所得税の課税方式と一致させることになったことに伴う改正。	令和6年1月1日
12	附則第14条の2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 租税特別措置法の改正による項ずれの反映。	令和5年1月1日
13	附則第16条の2	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例 特例適用配当等に係る所得があった場合の個人住民税の申告分離課税について、申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、申告分離課税を適用するもの。 ※上場株式等の配当等が生じた場合の個人住民税の課税方式を、所得税の課税方式と一致させることになったことに伴う改正。	令和6年1月1日

14	附則第16条の3	<p>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>条約適用配当等に係る所得があった場合の個人住民税の申告分離課税について、申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、申告分離課税を適用するもの。</p> <p>※上場株式等の配当等が生じた場合の個人住民税の課税方式を、所得税の課税方式と一致させることになったことに伴う改正。</p>	令和6年1月1日
15	附則第21条	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</p> <p>番号16の附則第22条の削除に伴う文言の整備。</p>	令和5年1月1日
16	附則第22条	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例</p> <p>番号10の附則第4条の3の2「住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し」に伴い、この特例分も新しい附則第4条の3の2に含められたことにより、削除するもの。</p>	令和5年1月1日

第2条 我孫子市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第18号）の一部改正の内容

1	第36条の3の3	<p>個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書</p> <p>第1条の番号6「個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」における規定の整備に伴い、施行日を迎える前の条例の規定の整備が必要になったことから、改正するもの。</p>	令和5年1月1日
---	----------	---	----------